

米子工業高等専門学校後援会 会則

制 定 昭和39年5月24日
最終改訂 令和8年6月6日

第1章 総則

第1条 本会は、米子工業高等専門学校後援会と称する。

第2条 本会の事務所は、米子市彦名町4448米子工業高等専門学校内に置く。

2 本会の活動を円滑に運営するために、別表に掲げる支部と学寮在学学生の保護者をもって構成する寮生保護者を置く。

3 前項の支部と寮生保護者会の運営について必要な事項は、別に定める。

第2章 目的及び事業

第3条 本会は、米子工業高等専門学校の教育事業を助成し、同校の使命達成に必要な協力を行うとともに、会員と学校の協調を図ることを目的とする。

第4条 本会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 学生の厚生補導事業の助成
- (2) 学生の学習及び課外活動の援助
- (3) 研究会、講演会等の開催
- (4) 就職斡旋事業の助成
- (5) 学生の生活環境の整備
- (6) 学校と家庭との連絡
- (7) その他本会の目的を達成するために必要な事業

第3章 組織

第5条 本会は次の会員をもって組織する。

- (1) 正会員 米子工業高等専門学校に在学する学生(本科生・専攻科生)の保護者又はこれに代わる者
- (2) 賛助会員 本会の事業を賛助するもの
- (3) 名誉会員 本会の会長職にあった者

第4章 役員

第6条 本会に次の役員を置く。

会長・1名、副会長・3名以内、常任理事・若干名、理事・若干名、監事2名

第7条 会長は、本会を代表し、会務を統轄する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代行する。

3 理事は、会務運営について重要案件を審議する。

4 常任理事は、会務を処理する。

5 監事は、本会の業務、財産及び収支決算の状況を監査する。監査は翌年度5月に行う。監事は他の役員を兼ねることはできない。

第8条 会長、副会長及び監事は会員のうちからこれを互選する。

2 常任理事は、会員のうちから会長がこれを委嘱する。

3 理事は、支部長をもって充てる。ただし、会長、副会長及び常任理事の職にある者を除く。

第9条 役員の任期は、1年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 欠員を生じた場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。
- 3 役員は、満期終了となっても後任役員が決定するまでは、その職務を執行しなければならない。

第10条 本会に顧問若干名を置くことができる。

- 2 顧問は、会長の諮問に応ずる。
- 3 顧問は、米子工業高等専門学校長、校長補佐、事務部長及び課長を会長がこれを委嘱する。

第5章 会議

第11条 会議は、総会及び役員会とする。

第12条 総会は、毎年1回開催する。ただし、会長が必要と認めたときは、臨時に開催することができる。

- 2 総会は、全会員による総会とし、会長が招集しその議長となる。
- 3 総会で行う事項は、次のとおりとする。
 - (1) 歳入歳出予算の議決及び決算の承認並びに事業計画の決定
 - (2) 役員の紹介
 - (3) 会則の改廃
 - (4) その他必要な事項

- 4 総会の議事は、出席者の過半数をもって決定し、可否同数のときは、議長がこれを決する。

第13条 役員会は、年1回開催する。ただし、会長が必要を認めたとき、臨時に開催することができる。

- 2 役員会は、総会に提出する議案及び本会の運営に関する具体案を審議決定する。
- 3 緊急の際は、役員会をもって総会に代えることができる。この場合は、総会の事後承認を得なければならない。
- 4 役員会の招集及び議決については、前条2項及び4項の規定を準用する。

第6章 会計

第14条 本会の運営に要する経費は、入会金・会費・寄付金及びその他の収入をもってこれに充てる。

第15条 入会金は、学生(外国人留学生を除く)一人につき8,000円とし、本会が指定する期日までに納付するものとする。

ただし、以下の者は免除する。

- (1) 二子以上入学する場合の二子以上の者
- (2) 兄弟姉妹が在学している場合の新たに入学する者
- (3) 本科から引き続き専攻科へ入学する者
- 2 正会員は、会費として学生(外国人留学生を除く)一人につき年間26,000円を納付するものとし、5月に納付するものとする。
- 3 やむを得ない事由により前項によりがたい場合は、会長の承認を得て月割分納することができる。
- 4 賛助会員の会費は、一口年額5,000円として、一口以上を随時納入するものとする。

第16条 本会の会計年度は、毎年4月1日から始まり、翌年3月31日に終わる。

第7章 事務

第17条 本会の事務は、米子工業高等専門学校に委任する。

- 2 前項の事務委任に係る費用は、毎年度総会の議を経て決定し、寄付金として支出する。

第8章 雑則

第18条 第4条の事業を行うため、通常の会計と別途に経理することが適当と認める事項については、総会の議を経て特別会計を設定し、別途経理することができる。

第19条 この会則の施行について必要な細則は、役員会の議を経て会長が定める。

第20条 会則によりがたい事案が生じた場合、または会則に定めるもののほか必要な事項は、総会の議を経て会長が定める。

附 則

この会則は、昭和39年4月1日から適用する。

附 則

この会則は、平成19年4月21日から施行する。

附 則

この会則は、平成22年3月20日から施行する。

附 則

この会則は、平成23年5月28日から施行する。

附 則

この会則は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この会則は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この会則は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この会則は、令和6年4月1日から施行する。

附 則

この会則は、令和7年4月1日から施行する。

ただし、令和7年度会費については前後期にそれぞれ13,000円ずつ納付するものとする。

附 則

この会則は、令和8年4月1日から施行する。

別表

- | | |
|------|----------------------------------|
| 第1支部 | 鳥取市，岩美町，八頭町，若桜町，智頭町をもって構成する。 |
| 第2支部 | 倉吉市，三朝町，湯梨浜町，北栄町，琴浦町をもって構成する。 |
| 第3支部 | 大山町，南部町，伯耆町，江府町，日野町，日南町をもって構成する。 |
| 第4支部 | 米子市，日吉津村をもって構成する。 |
| 第5支部 | 境港市をもって構成する。 |
| 第6支部 | 島根県全体をもって構成する。 |
| 第7支部 | 鳥取県・島根県以外の地域をもって構成する。 |